

第2章 熟議は必要か？——熟慮的なロトクラシーの可能性——

はじめに

近年、選挙制議会への不満の高まりに伴い、立法府の代表者を選挙ではなくくじ引きで選出する「ロトクラシー (lottocracy)」という制度構想が注目を集めている (Zakaras 2010、Guerrero 2014、Gastil and Wright 2019、Landemore 2020、Abizadeh 2021、ヴァン・レイブルック2019、岡崎 2019、山口 2020)。

選挙制の代替案としてロトクラシーが注目される背景には、「ミニ・パブリックス (Mini-publics)」の成功がある。ミニ・パブリックスとは、無作為抽出された少数の市民による会議である。そこでは、様々な政治課題について議論がなされ、そこでの提言は政治的な意思決定の参考にされることもある。こうしたミニ・パブリックスは、日本を含め世界各国で実施されている。中には、ミニ・パブリックスの提言に基づき国民投票が行われ、同性婚と妊娠中絶を認める憲法改正が実施されたアイルランドの事例のように、時に大きな成果を挙げるものもある (Arnold, Farrell and Suiter 2019、ヴァン・レイブルック2019: 137-40)。

ロトクラシーは、ミニ・パブリックスを助言機関ではなく、更に一步踏み込んで、実質的な意思決定権を持つ立法機関に変えることを提案するものだ。具体的には、選挙制議会を廃止し、抽選制議会に完全に置き換えるか (Guerrero 2014、Landemore 2020)、既存の選挙制議院に加えて、第二院として抽選制議院を設置すること (Zakaras 2010、Gastil and Wright 2019、Abizadeh 2021、岡崎 2019、山口 2020) が提案されている。ロトクラシー構想の中身は、論者によって千差万別だが、ミニ・パブリックス同様、無作為抽出された市民による熟議をその主たる構成要素とする点は共通している。

本稿では、そうした熟慮的なロトクラシーに対し、無作為抽出された市民が意思決定の際に、各々熟慮するだけで、熟議はしないという意味で、非熟議的で熟慮的なロトクラシーの可能性を検討したい。

第1節では、いくつかの実証研究を援用しつつ、ロトクラシー論者が、「熟議 (deliberation with other people)」ではなく「熟慮 (deliberation within himself/herself)」を意思決定の手段として用いるべき論拠を提示する。第2節では、熟慮的なロトクラシーの制度構想を提示する。第3節では、熟慮的なロトクラシーを支える理論的な論拠として、「コンドルセの陪審定理 (Condorcet jury theorem)」を用いることができるかを検討する。第4節では、熟慮的なロトクラシーにおいて、熟議がどのような役割を担うべきかについて述べる。

1. 熟議と熟慮

本節では、「熟議 (deliberation with other people)」と「熟慮 (deliberation within himself/herself)」を比較する。なお、本稿では、以下のように定義した「熟議」と「熟慮」について検討する。

熟議：無作為抽出された市民が、提示された資料や専門家などのプレゼンテーションを聞いた上で、互いに議論し、その上で各々の判断を下す。

熟慮：無作為抽出された市民が互いに議論することなく、提示された資料や専門家などのプレゼンテーションを聞いて、各々の判断を下す。

熟議：	資料・専門家の証言→	参加した市民同士の熟議	→	判断の集計
熟慮：	資料・専門家の証言→		→	判断の集計

以上の定義から明らかのように、熟議と熟慮の違いは、そのプロセスに無作為抽出された市民同士の議

論が含まれるかどうかという点にある。つまり、本稿の定義する熟慮とは、熟議のプロセスのうち、参加した市民が互いに議論する過程を除いた部分である。そして、本稿は、そうした市民同士の議論を含まない熟慮のみの立場を擁護する。

なお、本論に入る前に、注意すべき点が2つある。第一に、熟議に対し、熟慮を擁護することは、理由に基づく公共的な判断に対し、所与の選好の集計を擁護することではない。本稿では、熟議民主主義者が目指す理由に基づく公共的な判断が、熟慮によって達成可能であるということを主張する。

第二に、本稿は、熟議民主主義一般への批判を行うわけではない。本稿の主張は、熟議よりも熟慮が一般に良いというものではなく、二院制ロトクラシーの意思決定においては、無作為抽出された市民による熟議は必要ないという限定的なものである。むしろ第4節で見ると、熟慮的なロトクラシーにおいても、熟議はいくつかの仕方でも重要な役割を担う。

以下では、熟慮が熟議よりもロトクラシーの意思決定手段として妥当であると考えられる論拠を見ていく。1.1では、熟慮が熟議とほぼ同等の効果を示したと考えられる2つの事例を紹介する。1.2では、熟議に伴ういくつかの問題点を指摘する。1.3では、コストの制約の観点から、熟議と統計的代表性のトレードオフがあることを示す。

1. 1 熟慮の効果

(1) オーストラリアのブルームフィールド道路についての市民陪審

意思決定を下す上で、人々は熟議すべきなのか、それとも各々熟慮するだけで十分なのか。この問題を検討する上で参考になるのは、グッディンとニーマイヤーの研究である (Goodin 2008: Chap.3¹)。

彼らが検討するのは、2000年にオーストラリアで行われたブルームフィールド道路 (Bloomfield Track) についての市民陪審の事例である (Ibid.: 42-52)。そこでは、熱帯雨林を通る未整備の道路をアクセス改善のために整備すべきか、それとも環境保全のために閉鎖すべきかについて、現場視察を行い関係者と専門家からの証言を聞いた上で、12人の市民陪審員が議論した。その結果、5つの選択肢 (アスファルト舗装、未舗装のまま道路を改善、トラブル箇所の修正のみ、現状維持、閉鎖) のうち、当初最も不人気だった「閉鎖」が最終的に最も支持されることになった² (Ibid.: 46)。

問題はこうした意見変化がいつ起きたかである。グッディンらは、市民陪審のプロセスを、「現地視察、背景説明、参考人によるプレゼンテーション、参考人質疑」という「情報過程 (information phase)」と、「提言に向けての陪審員としての集団での公式の熟議」という「討論過程 (discussion phase)」に分けている³ (Ibid.: 47)。そして、陪審員の意見変化は、討論過程よりも情報過程で大きかった。陪審員は、ブルームフィールド道路に関する42の命題⁴について、市民陪審の開始前、情報過程終了後、討論過程終了後の3度にわたり、-4から+4の9段階尺度で意見を回答したが、その変化は情報過程では平均2.12だったのに対し、討論過程では平均1.29にとどまった (Ibid.: 49)。

陪審員自身の主観的評価も、情報過程の重要性を示している。陪審終了後に、陪審員は、「市民陪審の開始後に希望する選択肢が変わったとすると、何があなたの考えを変えたと思うか」と尋ねられ、意見変化のきっかけとして、「より多くのことを学んだこと」、「証人の話を聞く」、「視点の変化」、「集団での討論」の4つの要因をランク付けするように求められた。その結果、意見が変わったと答えた8人の陪審員のうち、「集団での討論」が最も重要だと考えた陪審員はおらず、6人がそれが最も重要でない要因であるとし、

1 論文の初出は、Goodin, R. E., Niemeyer, J. S. (2003), "When does deliberation begin? Internal reflection versus public discussion in deliberative democracy". *Political Studies* Vol.51, No.4, pp. 627-649. であるが、本稿での引用は (Goodin 2008: chap.3) から行う。

2 当初、12人の陪審員のうち、7人が「閉鎖」を第5希望としていたが、最終的には、7人が第1希望、3人が第2希望に選んだ (Goodin 2008: 46)。

3 政策陪審は4日間行われ、1日目が現地視察と背景説明、2日目と3日目が専門家などへのヒアリングと質疑、4日目が陪審同士の公式の議論であった (Goodin 2008: 45)。つまり、1～3日目までが「情報過程」、4日目が「討論過程」である。

4 42の命題には、「ブルームフィールド道路の最も重要な用途は観光である」や「ブルームフィールド道路からの侵食は、海辺に隣接するサンゴ礁に恒久的なダメージを与えている」などが含まれる (Goodin 2008: chap.3)。

6人が「より多くのことを学んだこと」と「証人の話を聞く」を最も重要な要因であるとした (Ibid.: 50-51)。最終的に「道路の閉鎖」が支持されることになったのは、情報過程において、サンゴ礁の被害や道路アクセスの必要性が誇張されたものであったことが認識され、熱帯雨林の保護が重視されたからである (Ibid.: 57-8)。

本稿が定義する「熟慮」はグッディンらの「情報過程」、「熟議」は「情報過程+討論過程」に当たる。したがって、熟慮だけでも理由に基づく判断が可能であると思われるので、熟慮を経た上で更に討論することは全く無意味ではないにせよ、それほど重要ではないと言えるかもしれない。

ただし、この市民陪審の評価については異論もある。ランデモアとメルシエは、市民陪審の「情報過程」には、陪審員同士の公式、非公式の会話が含まれている⁵ため、純粋な熟慮とは言えないと指摘する (Landemore and Mercier: 2012: 923-4)。確かに、熟議と言えるかは微妙だが、情報過程においても、陪審員同士の話し合いが行われており、それが意見変化をもたらした可能性を排除できない。そのため、この事例だけでは、熟議は不要で、熟慮だけで十分だと結論づけることはできない。そこで、(2) では、熟議と熟慮が明確に切り分けられた別の事例を見てみたい。

熟慮	：	資料・専門家の証言→	→	判断の集計
情報過程	：	資料・専門家の証言 + 市民同士の会話	→	判断の集計

(2) 静岡県での外国人労働者の受け入れに関する熟議と熟慮

次に検討するのは、田中らが実施した熟議と熟慮の比較研究である (田中他 2017、田中 2018)。田中らの研究は、MP (ミニ・パブリックス) と、「モバイル PC を用いて母集団から無作為抽出した対象者に世論調査を行う方式」である「CASI (Computer Assisted Self-administered Interview)」を比較するものである (田中 2018: ii)。田中らの MP と CASI はそれぞれ、本稿の熟議と熟慮に概ね対応している⁶。

MP (熟議)	：	資料→ 参加した市民同士の熟議	→	判断の集計
CASI (熟慮)	：	資料→	→	判断の集計

田中らの研究では、「外国人労働者の受け入れ」をテーマに、2016年1月～3月 (1月 CASI) と10月～12月 (10月 CASI) に CASI 調査を実施し、6月下旬にミニ・パブリックス (6月 MP) を実施した。このうち、1月 CASI、10月 CASI、6月 MP の熟慮段階が「熟慮」、6月 MP の全過程 (熟慮段階+意見交換段階) が「熟議」に当たる⁷。ただし、以下では、6月 MP の熟慮と熟議の結果を主に紹介する。なぜなら、2つの CASI と 6月 MP では、回答者の属性や調査環境の違いが原因で、結果に違いが生じている可能性があり、単純比較ができないためである⁸。

比較の結果は以下の通りである。まず、6月 MP における「意見変化」について見てみよう。熟慮前の意見分布は、賛成40.5%、反対37.9%、わからない21.0%だったのが、熟慮後には賛成42.3%、反対35.7%、わからない21.3%となり、意見交換後には、賛成42.1%、反対45.8%、わからない12.3%となった (遠藤・横山 2018: 118、図5-4)。変化が大きかったのは、DK 回答者 (「わからない」と回答した人) で

5 情報過程でも、「非公式に (昼食やお茶をしながら)、あるいは公式に (参考人にどのような質問をするかを決める際に)、陪審員同士で、多くの話し合いが行われた」(Goodin 2008: 46)。

6 ただし、田中らの研究においては、MP と CASI のどちらについても、専門家がテーマについて「説明やレクチャーをしないように設計」されている (田中他 2017: 22)。これは、「専門家の選び方によっては、MP 参加者の意見が片方の政策案への賛成に大きく偏ってしまうことがある」ためだ (Ibid.: 28、註15)。

7 田中 (2018) は、本稿の定義とは異なり、無作為抽出された参加者間の議論を「熟議」と呼んでいるが、混乱を避けるために、「意見交換」と表現を改めている。

8 6月 MP の参加者の特徴については、(今井 2018a: 52-61) を参照。

ある。熟慮前から熟慮後では、DK回答者の64.1%がそのままDKだったのに対し、意見交換前から意見交換後では31.8%だけだった (Ibid.: 117)。この結果から、遠藤と横山は、「熟慮には、自己の立場を明確にするという効果はない」一方で、「熟議によって自己の意見を明確に位置づけることができるようになった」と結論づけている (Ibid.: 121)。なお、「知識の獲得」と「意見変化」の間に相関は見られなかった (Ibid.: 2)。

次に、6月MPにおける「知識の獲得」を見てみると⁹、熟慮によって正答率が上昇した一方、意見交換による変化はあまり見られなかった。ただし、もともと正答率が低かった項目については、意見交換による知識修正効果が見られた (山崎・横山 2018: 101-2)。

最後に、他者の立場に立って物事を考える「視点取得」と「排外意識」について見てみよう¹⁰。6月MPでは、意見交換段階でのみ「視点取得」が高まり、「排外意識」が減少した。ただし、1月CASIにおいても、熟慮によって「排外意識」の減少が観察されている (横山 2018: 132)。

上記の結果は、熟議が熟慮にはない効果を持っていることを示しているように見える。すなわち、他の参加者と意見交換をすることによって、自身の意見を明確化し、誤った知識を修正し、他者の視点から物事を考えられるようになると考えられる。

しかしながら、この効果が本当に熟慮だけでは達成できないのかは疑問である。なぜなら、熟慮と熟議の比較が公平ではないかもしれないからだ。まず、田中らの研究では、熟慮前の調査、客観的資料を読む時間、熟慮後の調査で合計最大70分とされており、熟慮の時間は70分未満であった (今井 2018a: 47)。熟慮後の調査において、指定時間内に回答できなかった人が約20人いることを考えると (遠藤・横山 2018: 115)、十分に熟慮の時間が取れていなかった可能性がある。それに対し、意見交換段階は、情報熟読15分、意見交換会前半60分、休憩30分 or 15分、意見交換会後半75分、交換会後の調査最大30分とされている。つまり、正味の意見交換の時間だけでも135分が確保されており (今井 2018a: 48-52)、それ以外にも情報を得たり、自分の考えをまとめたりする時間があつたと考えられる¹¹。

このように、費やされた時間を考えると、意見交換段階において、熟慮段階では見られなかった変化が生じたのは、ある意味で当然である。むしろ、意見交換段階の半分未満の時間しかなかったにもかかわらず、知識獲得をはじめ、熟慮段階でそれなりの効果が見られた点は注目に値する。結局のところ、田中らの研究で示された熟慮段階と意見交換段階の差分は、熟慮と熟議の性質の違いによるものではなく、単に熟慮段階の時間不足によるものである可能性が否定できない。それらの差分が意見交換によって生じたものだと主張するためには、同じ時間をかけて熟慮する統制群を用意し、熟慮に費やすことができた時間の差によるものではないことを示す必要がある。

熟慮段階： 熟慮前の調査 + 客観的資料を読む時間 + 熟慮後の調査 (最大70分)

意見交換段階： 情報熟読 (15分)
意見交換会前半 (60分)
休憩 (30分 or 15分)
意見交換会後半 (75分)
交換会後の調査 (最大30分)

それでは、もし十分な熟慮が行われていたとすれば、熟議と熟慮の比較結果はどうなっていたらうか。それを想像する上で役立つのは、今井による「RQI (Reasoning Quality Index)」の分析である (今井

9 知識の獲得については、6つの設問への回答で測られた。設問の内容については、(山崎・横山 2018: 95) を参照。

10 調査の具体的内容については、(横山 2018: 124-5) を参照。

11 ただし、公平を期して言えば、意見交換の時間も十分にあったとは言えないかもしれない。通常のミニ・パブリックのように、2~4日かけて熟議を行えば、熟議独自の効果が見られた可能性もある (田中他 2018: 192-3)。

2018b)。RQIとは、「熟慮／熟議することで、自分が特定の立場をとる一貫した理由をどの程度挙げることができるようになったか、他者が自分と異なる立場をとる理由をどの程度正確に理解できるようになったかを表す尺度」である¹² (Ibid.: 156)。

RQIの分析結果は以下の通りである。第一に、1月CASI、10月CASI、6月MPの熟慮段階では、熟慮後に熟慮前より政策知識量が高まった(客観的知識を問う6つの設問¹³の正答数が増加した)人ほど、自分が支持しない立場についてのRQIが高くなった。他方、6月MPの意見交換段階では、意見交換前より知識量が高まった人も、RQIが高まる傾向はなかった(Ibid.: 168-9)。

第二に、10月CASI、6月MPの熟慮段階で、自分が支持しないシナリオへのRQIが高い人ほど、自分が支持しないシナリオを支持する人への好感度も高いことが明らかになった。他方、6月MPの意見交換段階では、そうした有意な影響は見られなかった(Ibid.: 169-73)。

第三に、他者の視点獲得¹⁴については、10月CASIと6月MPの熟慮段階で、「反対」の立場をとった人や、「わからない」や無回答だった人のうち、「賛成」を支持する人の論拠を正確に理解していた人ほど、視点獲得ができていたことが明らかになった(Ibid.: 176)。

つまり、熟慮によって、「他者が自分とは異なる立場をとる理由について客観的に正確な説明ができるようになり」(Ibid.: 169)、「自分と異なる政策的立場をとる人々に対して寛容になり」(Ibid.: 173)、「他者の視点取得」ができるようになるのである(Ibid.: 176)。そして、上記の結果から、今井は以下のように結論づける。

本プロジェクトが実施した一連の調査に基づくこれらの分析結果からは、次のような含意が引き出せる。ミニ・パブリックスに参加することの効果として期待されること、言い換えれば熟慮／熟議することの効果として予期されることは、複数人で熟議するという過程がなくても、一人で客観的情報を読んで熟慮するという過程を経さえすれば実現する、ということである。(Ibid.: 177)

今井の分析は、もし熟慮段階で十分な時間をかけて熟慮できていれば、田中らの研究の意見交換段階と同等の結果が出ていたであろうという推測が強ちの外れではないことを示唆しているように見える。私が見る限り、田中らの研究は、熟議が熟慮と質的に異なる効果を持つことまでは示していない。そうであるとすれば、重要なのは、熟議か熟慮かの選択ではなく、熟慮に基づく判断を下すのに十分な時間と環境を用意することである。適切な条件が整えられていれば、熟慮だけでも十分な成果を挙げることができるのではないだろうか。

上記の2つの事例は、提示された選択肢の中から適切なものを理由に基づいて選択するには、熟慮だけで十分であるという可能性を示している。ただし、当然ながら、どちらの事例も熟議／熟慮の比較という点では問題があるし、確定的な結論を出すには2例だけでは不十分である。熟議と熟慮の比較研究は始まったばかりであり、今後の研究の展開を注視する必要がある。

1. 2 熟議に関する懸念

熟議には、熟慮にはないいくつかの懸念がある。まず、「集団極化(group polarization)」の問題がある(Sunstein 2002)。集団極化とは、熟議によって、集団のメンバーがもともと持っていた判断の偏りがより強められる現象である(Ibid.: 176)。つまり、集団極化が生じる場合には、妥当な結論ではなく、従来の偏見を強化しただけの極端な結論が導かれる恐れがある¹⁵。

12 RQIの作成方法については、(今井 2018b: 158-62)を参照。

13 設問の内容については、(山崎・横山 2018: 95)を参照。

14 設問の内容については、(今井 2018b: 174)を参照。

15 1.1 (2) で見た田中らの研究においても、「参加者の立場の偏りがグループ全体の意見を方向づけてしまう、あるいは自身が少数派だと感じた参加者が発言を控えてしまう」傾向が見られた(千葉・日野 2018: 89)。

また、「戦略的な宣伝 (strategic exploitation)」の問題もある (Buchstein 2010: 440)。戦略的な宣伝とは、できる限り多くの利益を得ようと戦略的に動機づけられた行為者によって、議論が誘導されてしまうという問題である。熟議の参加者の中に、利害関係者本人や利害関係者に買収された人物が混じっていた場合、その集団全体の意見が操作されてしまうかもしれない。

ただし、集団極化の問題は、フィッシュキンらの討論型世論調査では生じていないので (Fishkin 2009: 131-3, 邦訳204-7, Fishkin 2018: 77)、こうした懸念は単なる杞憂かもしれない。

しかしながら、討論型世論調査などのミニ・パブリックスがこうした懸念を回避しているとしても、ロトクラシーもそうだとはいえない。サンステインは、討論型世論調査で集団極化が起こらない理由を5つ挙げている。それらは、①参加者が集団としてではなく個人として投票すること、②無作為抽出で参加者が選ばれていること、③バランスの取れた専門家の存在、④モデレーターの存在、⑤両方の立場からのバランスの取れた詳細な主張を提示する資料の存在である (Sunstein 2002: 194)。そして、これらの条件がロトクラシーでも満たされる保証はない。ロトクラシーは、助言的な役割しか果たさないミニ・パブリックスとは異なり、実質的な意思決定権を有している。このことを念頭に置けば、戦略的な宣伝の問題などは、ミニ・パブリックスよりも深刻なものとなる恐れがある。

もしもこうした問題が、熟議の利点を上回るのであれば、熟議ではなく熟慮を選択すべきだろう¹⁶。

1. 3 熟議のコスト

熟議と熟慮に関連する第三の論点は、熟議のコストである。熟議には、熟慮に比べて多くのコストがかかる。例えば、熟議には参加者だけでなく、議論のサポートを行うファシリテーターなどのスタッフが不可欠である。対面での熟議の場合には、会場準備などのコストもかかるだろう。それに対し、熟慮だけであれば、オンラインでの実施もより容易なので、コストの節約が可能である。

コストの問題は、ロトクラシーの設計において、非常に重要である。なぜなら、代表者一人当たりにかかるコストが少なければ少ないほど、代表者の人数を増やすことができ、代表者の人数が増えるほど、ロトクラシーの正統性も高まると考えられるからだ。

まず、ロトクラシーの決定が正統であるためには、無作為抽出された市民代表が「人口の縮図」として、人口全体を統計的に代表している必要がある。なぜなら、決定が正統であるためには、それが偶然選ばれた誰かの決定ではなく、仮に人口全体が熟慮した場合に至るであろう決定であると言える必要があるからだ。そして、そのためには、議員定数はかなり大きい必要がある。具体的には、2500人程度が望ましいかもしれない。なぜなら、議員定数が2500人であれば、全体人口との決定の誤差は95%信頼区間で±2%程度にとどまるからだ¹⁷。

しかしながら、2500人で熟議するのは現実的ではない。討論型世論調査で行われているように、十数人程度の小集団に分かれて熟議すれば不可能ではないものの、大人数での熟議には膨大なコストがかかるからだ。したがって、多くのロトクラシー論者は、ある程度統計的な代表性を犠牲にして、数百人程度の議員定数を提案している (Guerrero 2014, Gastil and Wright 2019, Landemore 2020, Abizadeh 2021, 岡崎 2019)。

他方、熟議ではなく熟慮であれば、議員定数が大きくても、コストは抑えられるかもしれない。そうすれば、より統計的に代表的で、より正統な抽選制議会を実現できる可能性は高くなる。無論、抽選制議会がどの程度統計的に代表的であるべきか、そしてそのためにどのくらいの議員定数を必要とするかについての明確な基準はない。ただし、報道機関等が実施する通常の世論調査でも、1000人以上の回答を集めていることを考えると、数百人程度の議員定数では明らかに不十分であるように思われる¹⁸。いずれにせよ、

16 ただし、ランデモアとメルシエは、集団極化現象は熟慮においても、個人の頭の中で生じうるので、熟議固有の問題ではないと指摘している (Landemore and Mercier: 2012: 927)。

17 カーソンとマーティンによれば、2500人が無作為抽出されたとき、1250人がある決定に賛成の場合には、人口全体の賛成率は95%信頼区間で48~52%になる (Carson and Martin 1999: 25-6)。

18 ランデモアも同様に、ミニ・パブリックスが真に統計的に代表的であるためには、少なくとも1000人が必要だとして

統計的代表性の観点では、議員数は多いに越したことはないので、コストの制約が問題となるとき、ロトクラシー論者にとって熟慮は有望な選択肢となる。

1. 4 小括

本節では、ロトクラシーの意思決定手段として、熟慮が熟議よりも望ましいと考えられる論拠を検討してきた。1.1では熟慮だけで熟議とほぼ同等の成果を挙げた2つの事例を提示し、1.2では熟議に関する懸念として、集団極化と戦略的宣伝の問題を挙げ、1.3では、コストと統計的代表性の観点での熟慮の優位性を示した。これらはいずれも熟慮が熟議よりもロトクラシーの意思決定手段として優れていることを示す決定打ではない。しかしながら、熟議的なロトクラシー論者に対し、追加の立証責任を負わせるには十分なものである。

2. 熟慮的なロトクラシー

本節では、第3節以下での検討対象となる熟慮的なロトクラシーの構想を提示する。

まず、熟慮的なロトクラシーは、選挙制議院（選挙院）と抽選制議院（籤院）の二院で構成される。なお、こうした二院制構想自体は、多くの論者によって擁護されている（Zakaras 2010、Gastil and Wright 2019、Abizadeh 2021、ヴァン・レイブルック2019、岡崎 2019）。熟慮的なロトクラシー構想がこれまでの二院制構想と異なるのは、籤院で熟議をせず、熟慮のみを行うという点である。具体的に見てみよう。

第一に、籤院の構成についてである。籤院議員は、一般有権者から無作為抽出される。任期は半年で、定数は2500人とする。1.3で述べたように、議員定数が2500人であれば、全体人口との決定の誤差は95%信頼区間で±2%程度にとどまるからだ（Carson and Martin 1999: 25-6）。定数が多くても、籤院議員は熟議をしないので、熟議に関わるコストは抑えることができる。なお、議院内の偏りを防ぐために、議員に選ばれた場合には基本的に辞退は認めない¹⁹。

第二に、籤院の権限についてである。籤院議員は法案提出権を持たず、選挙院で提案された法案のみを審議する。そして、籤院議員は自分たちで議論するのではなく、専門家や選挙院議員などから説明を受け、それに基づいて賛否の投票のみを行う。つまり、籤院議員は、立法過程における裁判官の役割を担う。刑事裁判においては、検察官と弁護士が議論し、判決のための賛否の論拠を提示し、裁判官が提示された証拠に基づいて判決を下す。それと同様に、選挙院議員が法案について議論し、採決に必要な賛否の論拠を提示するのに対し、籤院議員は、提示された証拠に基づいて法案の可否を決定する役割を担う。プロである選挙院議員同士が議論してくれるので、籤院議員はどちらがより説得的かを判断すれば良く、わざわざ自分たちで議論する必要はない。また、籤院議員は、説明を聞いて投票するだけなので、国会に集まる必要もない。籤院議員は自らの自治体の一室などに設置されたモニターで選挙院議員の議論などを見て、投票を行う²⁰（岡崎 2019: 94）。

第三に、籤院議員に、熟慮に基づき投票させる工夫が必要である。3.2で述べるように、籤院は、ある程度熟慮的な意思決定を生み出しやすい環境にあると考えられる。しかしながら、意思決定の重要性を鑑みれば、個々の議員に熟慮を促すために、追加的な措置を取ることが望ましい。まず、勤務中の居眠りなど、明らかな問題行動については、罰則を与えることが正当化される（Stone 2011: 139）。次に、投票前に議題に関する基本事項を問う正誤問題を解かせ、正答数が基準を超えるまで投票を認めないという措置も考えられる。また、賛否の投票だけでなく、投票理由も書かせるべきかもしれない。

以下では、上記の構想を念頭に、熟慮的なロトクラシーの可能性を検討したい。

いる（Landemore 2020: 97）。

19 籤院議員に辞退を認めるべきかについては、（山口 2020: 374, 384）を参照。

20 モニター越しに参加するだけであれば、選挙院議員や利害関係者と直接接触しないので、利益団体などによって、籤院議員が買収されるのを防ぐこともできる（山口 2020: 384）。

3. コンドルセの陪審定理

本節では、「コンドルセの陪審定理 (Condorcet jury theorem)」に基づいて、熟慮的なロトクラシーを擁護できるかを検討する。

3. 1 コンドルセの陪審定理

コンドルセの陪審定理 (以下、CJT) とは、その名の通り、18世紀フランスの哲学者であるコンドルセによって定式化された定理である。そして、CJT は、民主政の正当化根拠の一つとして、近年注目を集めている (Cf. Goodin and Spiekermann 2018)。

CJTによれば、①各人が正解を選ぶ確率がランダムよりも高く、②各人が互いに独立に、③誠実に投票し、④問題が二者択一であるという条件が満たされるとき、投票者が多ければ多いほど多数派の投票が正解となる確率が高くなる。つまり、CJTによれば、上記の条件が満たされる場合、投票者が多ければ多いほど、決定が正しい確率が上昇する²¹。

重要なのは、CJTを適用する上で、正解の内容を具体的に特定する必要はないということである。何であれ正解が存在し、人々がそれらを選択する確率がランダムよりも高ければ、CJTは適用可能である²²。

3. 2 ロトクラシーへの適用

それでは、熟慮的なロトクラシーをCJTで擁護することは可能だろうか。先述の通り、CJTを適用するためには、4つの条件を満たす必要がある。以下では、第2節で見た熟慮的なロトクラシーがそれらの条件を満たすことができるかどうかを検討したい。

最初に問題となるのは、個々の議院議員が正しい確率がランダムよりも高いと言えるかということである。CJTによれば、個々人が正しい確率がランダムよりも高い場合のみ、決定に参加する人数が多いほど、多数決の結果が正しい確率は上昇する。

ロトクラシーの場合、個々の議員の正解率がランダムよりも高いと考えられる理由が2つある。第一に、議員には、議題について熟慮する時間とインセンティブがある。まず、議員は日々の仕事に追われることなく、一定の時間、議題に専念することができる。また、選挙での投票者は、自分の一票で結果が変わることがほぼないので、投票に十分な情報を集める動機をほとんど持たないが (Somin 2016: 76)、議員はそうではない。この点は、良くて助言しかできないミニ・パブリックスの参加者との違いでもある。更に、第2節で見たような熟慮のための追加的な措置を取れば、議員が熟慮的な決定を下す蓋然性はより高まるだろう。

第二に、議院では、ある程度適切な情報環境が整備されている可能性が高いかもしれない。Brexitの国民投票や2016年のアメリカ大統領選挙では、適切な情報環境が整備されていなかったことが、有権者が誤った情報に基づいて決定を下す原因となったとされる (Goodin and Spiekermann 2018: chap.21)。他方、

21 グッディンとスピーカーマンは、CJTを用いて、選挙制議会の擁護を試みている。彼らによれば、党首が独断で政党の方針を決定したり、小政党がキャスティングボートを握ったりするような場合でない限り、強い党議拘束の下でも、ほぼ確実に議会多数派は正しい決定ができる (Goodin and Spiekermann 2018: chap.17)。

しかしながら、グッディンらの議論が示唆するように、現実の選挙制議会が機能しているとは思われない。これは、CJTの4つの条件、特に①各人が正解を選ぶ確率がランダムよりも高いという条件と③各人が誠実に投票するという条件が、実際には満たされていないからだと思う。まず、多くの有権者は政治的に無知であり、それどころか系統的な (systemic) バイアスを持っているため、正解を選ぶ確率がランダムよりも低いかもしれない。その場合、CJTにより、民主的な意思決定はほぼ確実に誤ったものになる (Brennan 2016: 180)。次に、選挙代表は、再選や出世のために、自分の考えを歪めて投票するかもしれない。そうすれば、当然CJTは成り立たなくなる。

22 政治的な決定は価値判断の問題であり、価値判断に正解は存在しないので、CJTは適用できないという批判がありうる。ただし、政治に価値判断が伴うとしても、CJTは適用できるかもしれない。第一に、道徳的実在論が正しければ、道徳的命題についても真偽を問えるので、価値の問題にもCJTは適用可能である。第二に、政治的な決定には事実的な判断も含まれるので、その部分ではCJTは適用可能である。より詳細な議論については、(Goodin and Spiekermann 2018: section.4.1)を参照。

籤院では、刑事裁判に似たシステムによって、対立する政党を通じ、ある程度賛否のバランスが取れた情報提供がなされると考えられる。ミニ・パブリックスほどうまくいくかはわからないにせよ、籤院での審議は、エコーチェンバー現象などによって、人々が情報を選択的に摂取し、偏った情報にばかり晒される状況とは異なるはずだ。

したがって、籤院議員の平均的な正解率は、ランダムよりも悪くないと想定することは理に適っていると言える。

次に、各人が独立して投票するという独立性条件については、熟慮的なロトクラシーには、熟議的なロトクラシーにはない利点がある。それは、籤院では議論をしないため、籤院議員同士の相互独立性が保たれているということだ。

しかしながら、籤院議員は、選挙院議員や専門家の説明という共通の情報源に依存しているという点では独立ではない。そのため、籤院の決定の正解率の上限は、これらの情報源の正確性によって規定される²³。

誠実投票条件については、籤院では満たされていると考えられる。籤院議員と選挙代表の大きな違いは、前者が選挙で選ばれたわけではなく、再選の試練にも直面しないということである。そのため、籤院議員は、選挙代表とは異なり、支援者に遠慮して、自身の判断を歪める必要がない²⁴。

二者択一条件についても、籤院の役割は、選挙院提出法案に賛否の投票を行うことなので、満たされている。

最後に、2500人という議員定数についてである。グッディンとスピーカーマンによれば、各人が0.55の確率で正しい1001人の投票者がいる場合、多数派が正しい確率は、0.999である（Goodin and Spiekermann 2018: 249-50）。したがって、情報源の制約の問題はあるとしても、その制約下での最良の回答を籤院が下せる可能性は非常に高いと言える。

3. 3 二院制の問題

ただし、CJTの観点からすると、熟慮的なロトクラシーには大きな問題がある。それは、二院制の第二院が確実に正答を導くか、第一院と全く同じ決定を下すのではない限り、第二院の存在は議会の決定が正しい確率を下げってしまうということだ。

強力な二院制のルールを思い出してほしい。各議院は単に意見を求められるだけでなく、文字通り拒否権を与えられているのである。つまり、強力な二院制のルールの下では、両院の独立した承認なしには、いかなる法律も制定されないのだ。両院の議決権が互いに独立していると仮定すると、両院が承認する確率は、当然ながら、第一院が承認する確率に第二院が承認する確率を掛け合わせたものとなる。おそらく、それぞれの議院で過半数が間違っている確率もあるだろう。そして、それぞれが1より小さい2つの数字を掛け合わせると、当然のことながら、元の数字のどちらよりも小さい数字が得られる。このように、二院制議会は、一方の議院だけで構成される議会よりも正しい判断を下す可能性が低いというのが一般的な事実である²⁵。（Goodin and Spiekermann 2018: 267-8）

このことは、二院制構想を採用せず、選挙制議会にとどまるか、あるいは抽選制議会に完全に移行することを支持するよう思われる。そこで、以下では、二院制構想の枠組を維持しつつ、議会の正解率を高める3つの方策を検討する。

23 独立性条件に関する詳細な議論は、（Goodin and Spiekermann 2018: chap.5）を参照。

24 ただし、籤院議員が買収される懸念はある。この点については、（山口 2020 : 375）を参照。

25 ただし、これは正解が法案の可決の場合である。正解が法案の否決の場合、両院または片方の院が否決の決定を下せばよいので、むしろ二院制の方が正しく否決を下せる可能性は（わずかながら）高くなるはずである。（Goodin and Spiekermann 2018: 268, note27）を参照。

(1) 第一の方策：助言機関としての選挙院

第一の方策は、選挙院を完全に助言機関にしてしまうことだ。この方策では、選挙院での投票結果の如何にかかわらず、議院の決定のみで法案の可否を決定する。例えば、ある法案について、選挙院では賛成30%、反対70%であったのに対し、議院では賛成51%、反対49%だったとする。このとき、この方策では、選挙院は決定権限を全く持たないので、議院の多数決に基づき、法案は可決される。

この方策の利点は、二院制の問題を回避しつつ、選挙院を情報源として有効活用できることだ。

その役割が決定ではなく提言を行うことにある純粋な諮問委員会は、そのような認識的なコストはかからない。諮問委員会は、意思決定プロセスにおいて拒否権を持たないため、サイズが小さくても、意思決定プロセスの全体的な認識的成功を損なうことはない。サイズが小さいおかげで、それらは真に熟慮的である。その結果、政治的アジェンダのための新しい、より良い選択肢を思いつくかもしれないし、そのようにして意思決定プロセスの全体的な認識的なパフォーマンスに貢献することができるかもしれない。(Goodin and Spiekermann 2018: 289)

したがって、形式的には二院制の枠組を維持しつつも、意思決定権は議院が独占するという、事実上の一院制とすることで、二院制の問題は回避できる。

(2) 第二の方策：選挙院の超多数決

第二の方策は、選挙院の超多数決による決定を認めるというものだ。この方策では、選挙院で、ある法案がほぼ全会一致で可決（あるいは否決）される場合には、選挙院の決定を議会全体の決定とし、そうでない（選挙院で意見が割れる）場合には、選挙院の決定は無視して、議院での多数決の結果が議会全体の決定となる。

超多数決を認めるのは、選挙院がCJT（特に誠実投票条件）の観点で不適切であったとしても、超多数決での決定であれば、その決定が間違っている可能性は非常に低いと考えられるからだ。

例えば、選挙院での多数決の結果が、①賛成が90%以上のときは可決されそのまま立法化、②10%未満のときは否決されてそのまま廃案、③10%以上90%未満のときは議院に法案が送られ、議院での多数決の結果で可否が決まるという制度設計が考えられる。

(3) 第三の方策：選挙院と議院の合計

第三の方策は、選挙院と議院の投票結果を別々に考えるのではなく、両者を合計して、その多数決で、法案の可否を決定するというものである。CJTからすれば、投票者の人数が多ければ多いほど、決定が正しい確率が上昇する。選挙院議員の誠実性については疑念があるが、一考に値する案である。

上述の通り、CJTの二院制問題を解消する方策は少なくとも3つある。私自身は、現時点では、第二の方策を支持する。なぜなら、超多数決で決まるような論争的でない議題については選挙院に決定を委ね、議院では賛否の分かれる論争的な議題にリソースを集中することで、議院議員の負担を軽減することができると考えられるからだ。いずれにせよ、これらの方策が取りうる限り、二院制に基づく批判は、熟慮的なロトクラシーへの致命的な批判にはならない。

3. 4 小括

本節では、CJTを熟慮的なロトクラシーに援用する可能性を検討した。その結果、独立性条件についてはやや問題があるものの、それ以外のCJTの条件は満たしていると考えられることが明らかになった。また、二院制に関する懸念について、選挙院を助言機関化したり、その権限を限定したりすることで対処できることを示した。

4. 熟議の場所

本節では、熟慮的なロトクラシーにおいて、熟議が占めるべき役割について考察する。4.1では、熟慮的なロトクラシーが、籤院での熟議を含まないとしても、システム全体として熟議的であると評価できると論じる。4.2では、選挙院とは別に、籤院経験者からなる熟議的な法案提案機関を設置することを主張する。

4.1 熟議システム

まず、熟慮的なロトクラシーは、籤院というミクロな部分で熟議を行っていないとしても、意思決定システム全体としては熟議的であると考えることができる。

2000年代後半、マンスブリッジらの主導の下、熟議民主主義論内部で「システムの転回」が起こり、熟議システム論が登場した。熟議システム論とは、個別の熟議の質を検証するだけでなく、システム全体を研究対象とし、システム全体での熟議において、個々の部分がどのような役割を果たしているかを検証するものだ(Mansbridge et al. 2012)。熟議システム論の画期的な点は、それ自体としては全く熟議的でないもの(党派的な議論やデモなど)が、時にシステム全体の熟議に貢献しうることを示した点である²⁶。

熟議システムの観点から見ると、熟慮的なロトクラシーにおける籤院は、意思決定過程全体の熟議のレベルを高めるものとして評価することができる。

まず、第2節で述べたように、選挙院は立法過程における検察官や弁護士として、法案の賛否の論拠を提示し、籤院は立法過程における裁判官として、証拠に基づいて決定を下すことになる。これは、既存の選挙制議会の立法過程とは大きく異なっている。既存の選挙制議会では、数の力で法案を通過してしまう多数派政党にも、採決で勝ち目がないため遅延戦術をとるしかない少数派政党にも、熟議のインセンティブはない。それに対し、熟慮的なロトクラシーでは、籤院が決定権を持つため、どちらの政党も、籤院議員を納得させられるような説得的な理由を提示する強いインセンティブを持つことになる。これにより、数の力や政治力ではなく、理由の力によって立法が行われる蓋然性が増大する。このように、籤院は、立法過程を刑事裁判のように変えることで、熟議的な意思決定を可能にするので、それ自体が熟議的でないとしても、意思決定過程全体の熟議に貢献すると評価できる。つまり、熟慮的なロトクラシーは、籤院で熟議しないという意味では非熟議的であるが、システム的には熟議的である。

4.2 法案提案機関での熟議

立法過程においても、無作為抽出された市民による熟慮ではなく、熟議が有用と考えられる場面も存在する。それは、法案提案機関においてである。

第2節で見たように、熟慮的なロトクラシーにおいては、法案の作成と提出は選挙院に委ねられている。しかしながら、選挙院のみに法案作成機能を任せておいて良いのかという懸念が存在する。

確かに、第3節で見たCJTの通りに機能すれば、熟慮的なロトクラシーでは、可決すべき法案は可決され、否決すべき法案は否決されることになる。しかしながら、そもそも法案を作る選挙院の能力が低ければ、どれだけ籤院の選別能力が高かったとしても、意思決定過程全体の能力には限界がある。つまり、選挙院の法案作成能力が認識的なボトルネックとなる恐れがあるのだ。特に、選挙院議員は、(例えば富裕層有利な決定を下してしまうというような)一定のバイアスを持っていることが予想されるので(山口2020: 371-2)、この懸念にはある程度の説得力がある。

それでは、どうすれば良いだろうか。簡単な解決策は、選挙院以外の法案提案機関を設けることだ。そして、そのような法案提案機関としては、籤院議員の経験者からなるミニ・パブリックスが望ましいと考えられる²⁷。その理由は2つある。第一に、選挙院とは異なり、ミニ・パブリックスのメンバーは、市民と

26 「熟議システム」という概念はマンスブリッジらによって作られたものだが、熟議システム的なアイデア自体は、ハーバースの「2回路モデル」のように、初期の熟議民主主義論にも見られる(Owen and Smith 2015: 214-5)。

27 一般有権者からの無作為抽出ではなく、籤院議員の経験者からの選出とするのは、法案作成にはより多くの立法知識が必要であると考えられるからである。

乖離した特定のバイアスを抱えていない。そのため、市民的な観点から法案を作れるので、選挙院の抱える欠点を補うことができると考えられる。

第二に、無作為抽出された市民の集団は、高い問題解決能力を持っている可能性がある。ページが提唱する「多様性は能力に勝る (Diversity trumps ability: DTA) 定理」によれば、①問題が難しく、②全てのメンバーがある程度の能力を持ち、③多様性があり、④大きな母集団からある程度の人数が選ばれるという4つの条件が満たされるとき、無作為抽出された集団は最高の能力を持つ集団よりも良いパフォーマンスを発揮する (Page 2008: 158-65、邦訳: 206-14)。これは、無作為に選ばれた人々からなる集団は、多様な観点やヒューリスティクスを持つことによって、問題をよりよく解決できる可能性が高いと考えられるからである。

そして、このミニ・パブリックスでは、熟議が行われるべきだと考えられる。第一に、現実的な問題として、法案作成は一人ではできないので、複数人で取り組む必要がある。第二に、先述の DTA 定理からしても、複数人で協働することは有用である。第三に、法案作成については、熟慮が熟議と同等の効果を発揮するかは定かではない。1.1で見た2つの事例はどちらも、無作為抽出された市民が熟議／熟慮した上で、「用意された選択肢の中から選ぶ」ものであり、「新たな解決策を模索する」活動である法案作成には当てはまらない。第四に、法案提案機関には、意思決定機関ほどの統計的的代表性は要請されない。1.3で論じたように、意思決定機関においては、正統性の観点から、熟議よりも統計的的代表性が要請されるが、法案提案機関においては、熟慮が優先される。したがって、法案提案機関としてのミニ・パブリックスは、議院に比べて、小規模かつ熟慮的なものとなる²⁸。

おわりに

本稿では、議院で熟議を行わない「熟慮的なロトクラシー」を検討した。

第1節では、ロトクラシーの意思決定手段として、熟慮が熟議よりも妥当であると考えられる論拠を示した。まず、1.1で紹介した2つの研究では、熟慮だけでも、熟慮とほぼ同等の効果が見られた。また、熟慮には集団極化などの固有の問題があり、コストの面でも熟慮に劣っていることを指摘した。第2節では、熟慮的なロトクラシーの制度構想を提示した。この構想では、法案提出権を持つ選挙院に加え、意思決定権を持つ議院を置くことで、熟慮に基づく意思決定を下すことができる。第3節では、コンドルセの陪審定理を熟慮的なロトクラシーの擁護に援用できる可能性を示した。第4節では、熟慮的なロトクラシーは、議院での熟慮がないとしても、熟慮システムとして理解できること、そして法案提案機関として、議院経験者からなる熟慮的なミニ・パブリックスを設置することを主張した。

熟慮に関する研究が実証面でも理論面でも不足していることもあり、本稿の主張は十分に裏付けられているとは言い難い。しかしながら、熟慮に着目することで、これまでとは異なるロトクラシーの可能性を示すことはできたと思われる。ロトクラシー研究がミニ・パブリックス研究から多くの恩恵を得てきたのは事実だが、今後の発展のためには、あえてミニ・パブリックスから距離を置き、熟慮や熟慮システム論などの成果に目を向ける必要がある。

謝辞

本稿は、2021年10月26日に行われた、筑波大学シーディングプログラム「科学技術と法学がもたらす熟慮民主主義の実現に向けた熟慮サポートシステムの基盤構築」講演会での報告を元に作成したものである。なお、第1節の議論は2019年に提出した修士論文の第3部3-2、第3節の議論は2021年6月30日に井上彰先生のゼミで報告させていただいた原稿をそれぞれ下敷きになっている。また、本稿の草稿は、2021年1

28 こうしたミニ・パブリックスの設計において参考になるのは、アイスランドの憲法討議会の事例である。この憲法討議会では、選挙で選ばれた25人の市民が、クラウドソーシングで他の市民から意見を募りながら、憲法草案を作成した (Landmore 2020: chap.7、ヴァン・レイブルック 2019: 133-5)。

月21日に民主主義理論研究会でも報告させていただいた。本稿の作成にあたってお世話になった方々に心より御礼申し上げる。

参考文献

- Abizadeh, A. (2021) “Representation, Bicameralism, Political Equality, and Sortition: Reconstituting the Second Chamber as a Randomly Selected Assembly,” *Perspectives on Politics* 19(3), 791–806.
- Arnold, T., Farrell, D. M. and Suiter, J. (2019) *Lessons from a Hybrid Sortition Chamber: The 2012–14 Irish Constitutional Convention*. in J. Gastil and E. O. Wright (Eds.), *Legislature by Lot: Transformative Designs for Deliberative Governance*. Verso.
- Brennan, J. (2016) *Against Democracy*. Princeton University Press.
- Buchstein, H. (2010) “Reviving Randomness for Political Rationality: Elements of a Theory of Aleatory Democracy,” *Constellations* 17(3), 435–54.
- Carson, L. and Martin, B. (1999) *Random Selection in Politics*. Praeger.
- Fishkin, J. (2009) *When the People Speak: Deliberative Democracy and Public Consultation*. Oxford University Press. 曾根泰教監訳・岩城貴子訳 (2011) 『人々の声が響き合うとき——熟議空間と民主主義』早川書房。
- Fishkin, J. (2018) *Democracy When the People Are Thinking: Revitalizing Our Politics Through Public Deliberation*. Oxford University Press.
- Gastil, J. and Wright, E. O. (2019) *Legislature by Lot: Transformative Designs for Deliberative Governance*. Verso.
- Goodin, R. E. (2008) *Innovating Democracy: Democratic Theory and Practice After the Deliberative Turn*. Oxford University Press.
- Goodin, R. E., Niemeyer, J. S. (2003), “When does deliberation begin? Internal reflection versus public discussion in deliberative democracy”. *Political Studies* 51(4), 627–49.
- Goodin, R. E. and Spiekermann, K. (2018) *An Epistemic Theory of Democracy*. Oxford University Press.
- Guerrero, A. A. (2014) “Against Elections: The Lottocratic Alternative,” *Philosophy and Public Affairs* 42(2), 135–78.
- Landemore, H. (2020) *Open Democracy: Reinventing Popular Rule for the Twenty-First Century*. Princeton University Press.
- Landemore, H., & Mercier, H. (2012) “Talking It Out With Others vs. Deliberation Within and the Law of Group Polarization: Some Implications of the Argumentative Theory of Reasoning for Deliberative Democracy,” *Análise Social* 47 (205), 910–34.
- Mansbridge, J. et al. (2012) “A systemic approach to deliberative democracy,” in J. Parkinson & J. Mansbridge (Eds.), *Deliberative Systems*. Cambridge University Press, 1–26.
- Owen, D. and Smith, G. (2015) “Survey Article: Deliberation, Democracy, and the Systemic Turn,” *The Journal of Political Philosophy* 23(2), 213–34.
- Page, S. (2008) *The Differences: How the Power of Diversity Creates Better Groups, Firms, Schools, and Societies*. Princeton University Press. 水谷淳訳 (2009) 『「多様な意見」はなぜ正しいのか：衆愚が集合知に変わる時』日経BP社。
- Somin, I. (2016) *Democracy and Political Ignorance: Why Smaller Government is Smarter 2nd Edition*. Stanford University Press.
- Stone, P. (2011) *The Luck of the Draw: The Role of Lotteries in Decision Making*. Oxford University Press.
- Sunstein, C. (2002) “The Law of Group Polarization,” *The Journal of Political Philosophy* 10(2), 175–95.
- Zakaras, A. (2010) “Lot and Democratic Representation: A Modest Proposal,” *Constellations* 17(3), 455–71.
- 今井亮佑 (2018a) 「調査の概要」田中愛治編『熟議の効用, 熟慮の効果 政治哲学を実証する』勁草書房。

- 今井亮佑 (2018b) 「熟慮と熟議：効果の比較検証」田中愛治編『熟議の効用，熟慮の効果 政治哲学を実証する』勁草書房。
- ヴァン・レイブルック, D. (2019 [2013]) 岡崎晴輝・D. ヴァンオーヴェルベーク訳『選挙制を疑う』法政大学出版局。
- 遠藤晶久・横山智哉 (2018) 「意見変化」田中愛治編『熟議の効用，熟慮の効果 政治哲学を実証する』勁草書房。
- 岡崎晴輝 (2019) 「選挙制と抽選制」憲法研究第5号。
- 田中愛治・齋藤純一・西澤由隆・田部井滉平 (2017) 「熟議と熟慮—市民のニーズを探る新たな方法の模索」『レヴァイアサン 61号』木鐸社。
- 田中愛治 (2018) 『熟議の効用，熟慮の効果 政治哲学を実証する』勁草書房。
- 田中愛治・川出良枝・井柳美紀・西沢由隆 (2018) 「結論」田中愛治編『熟議の効用，熟慮の効果 政治哲学を実証する』勁草書房。
- 千葉涼・日野愛郎 (2018) 「ミニ・パブリックスにおける発話の分析」田中愛治編『熟議の効用，熟慮の効果 政治哲学を実証する』勁草書房。
- 山崎新・横山智哉 (2018) 「知識の獲得」田中愛治編『熟議の効用，熟慮の効果 政治哲学を実証する』勁草書房。
- 山口晃人 (2020) 「ロトクラシー：籤に基づく代表制民主主義の検討」『政治思想研究』第20号。
- 横山智哉 (2018) 「民主的態度の形成」田中愛治編『熟議の効用，熟慮の効果 政治哲学を実証する』勁草書房。

山口 晃人
(東京大学大学院総合文化博士課程)